

【誤りやすい事例 ⑤ - 申告書第9表・第11表の付表4関係 - 】 生命保険金とともに払戻しを受ける前納保険料（みなし相続財産）

私（国税花子）は、夫（国税太郎）の死亡を保険事故として、△△生命から死亡保険金1,400万円を受け取りました。

また、当該保険契約について、夫が支払った前納保険料150万円を併せて受け取りました。

生命保険金などの明細書		被相続人	国税 太郎	第9表
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。				
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲・7・11	14,000,000 円	国税 花子

誤

第9表の生命保険の受取金額に1,400万円と記入しました。

また、前納保険料の払戻金額(150万円)は保険金ではないことから、第9表に記入した受取金額1,400万円には含めず、第11表の付表4に記入しました。

相続税がかかる財産の明細書		被相続人の氏名		第11表の付表4
(事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)		国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。				
項番	財産の明細		分割が確定した財産	
	細目	財産の名称等	数量	倍率
	特例	財産の所在地等 <td>単価(円) <td>財産を取得した人の番号</td> </td>	単価(円) <td>財産を取得した人の番号</td>	財産を取得した人の番号
	備考		価額(円)	取得財産の価額(円)
1	生命保険金等	△△生命		1 1,500,000
			1,500,000	

正しい取扱いは、下記のとおりです。

生命保険金などの明細書		被相続人	国税 太郎	第9表
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。				
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲・7・11	15,500,000 円	国税 花子
		..		
		..		
		..		
		..		

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となり

正

みなし相続財産とされる保険金には、保険金とともに払戻しを受ける前納保険料も含まれるので、第9表の受取金額には前納保険料を加算した金額(1,550万円)を記入します。

(保険金) (前納保険料の払戻金)
1,400万円 + 150万円
= 1,550万円

○ 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金

相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金には、本来の保険金のほか、保険契約に基づき分配を受ける剰余金、割戻しを受ける割戻金及び払戻しを受ける前納保険料で、保険金とともに受け取るものも含まれます。

なお、相続人が受け取った保険金のうち、次の算式により計算した金額までは非課税となります。

$$\text{【算式】} (500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) \times \frac{\text{その相続人の受け取った保険金の合計額}}{\text{相続人全員の受け取った保険金の合計額}}$$

(注) 1 相続人以外の方が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。

2 法定相続人の数は、「誤りやすい事例④」の下段の「○ 法定相続人の数」をご覧ください。